

## 「週休2日取得モデル工事」（令和2年4月試行）実施要領

### 1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当）※1の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

週休2日（4週8休相当）を確保できる環境の整備を推進するとともに、週休2日制導入にあたって建設産業に浸透させることを目的として「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 「週休2日（4週8休相当）」とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日を確保することをいう。

### 2 試行対象工事

当初設計額が10,000千円以上の土木工事で受注者が希望したものを対象とする。ただし、発注者が週休2日取得モデル工事に適さないと判断した工事は除外する。

### 3 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

#### 【工事現場】

- （1）原則、対象工事現場において、原則完全週休2日※2を確保することとする。ただし、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。
- （2）ただし、地元調整等の理由により、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週6休相当以上）を確保するものとする。

※2 「完全週休2日」とは、毎週2日の休日※3を確保することをいう。

※3 「休日」とは、現場事務所等での事務作業を含め、現場作業を一切行わないことを言う。

ただし、現場安全点検（巡視）作業等を行うことは可とする。

#### 【技術者】

- （3）対象者は、現場代理人、主任技術者、監理技術者とし、週休2日（4週8休相当）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

### 4 試行の流れ

#### 【発注時】

- （1）発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に『「週休2日取得モデル工事」特記仕様書』を添付する。

#### 【試行工事の契約後から竣工まで】

- （2）受注者は、受注後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。協議の結果、「週休2日取得モデル

工事」を行わない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

- (3) 発注者は、4(2)の協議が整ったら、週休2日の工程を確保するために必要な日数を受発注者協議のうえ決定し、速やかに工期変更<sup>※4</sup>を行うこととする。(ただし、繰越が予想される工事においては、議会承認後、工期変更を行う際に、上記による必要な日数を付与することとする。)

※4 週休2日確保のための日数付与が原因で翌年度へ繰越することは認められないので十分に留意すること。

- (4) 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得を確認できる工程表<sup>※5</sup>(任意様式)を監督員に提出する。ただし、工事現場においては、4週8休相当以上の計画を基本とするが、4週7休相当以上・4週6休相当以上とすることも可とする。また技術者においては、4週8休相当以上の計画とする。

※5 休日に偏り(工期の始期や終期での偏った休日の設定)が生じることのないよう留意すること。

- (5) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨(任意様式)を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- (6) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- (7) 発注者は必要に応じて受注者と、休日の取得状況および工程の進捗状況について確認する。
- (8) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
- (9) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)を作成し、竣工書類に添付する。
- (10) 発注者は、工事現場および技術者の週休2日確保状況を以下により確認する。

#### ≪【工事現場】の確認方法≫

現場閉所実施日数(h) ≧ 実施対象期間(a)<sup>※6</sup>から算出される現場閉所日数

$$(= \text{実施対象期間(a)} \times 6 \sim 8 / 28)$$

※6 「実施対象期間(a)」とは、現場着手日<sup>※7</sup>から現場完了日<sup>※8</sup>のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間<sup>※9</sup>を除いた期間をいう。

※7 「現場着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

※8 「現場完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完成した日をいう。

※9 「その他期間」とは、以下の期間をいう。

・工場製作のみの期間

- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

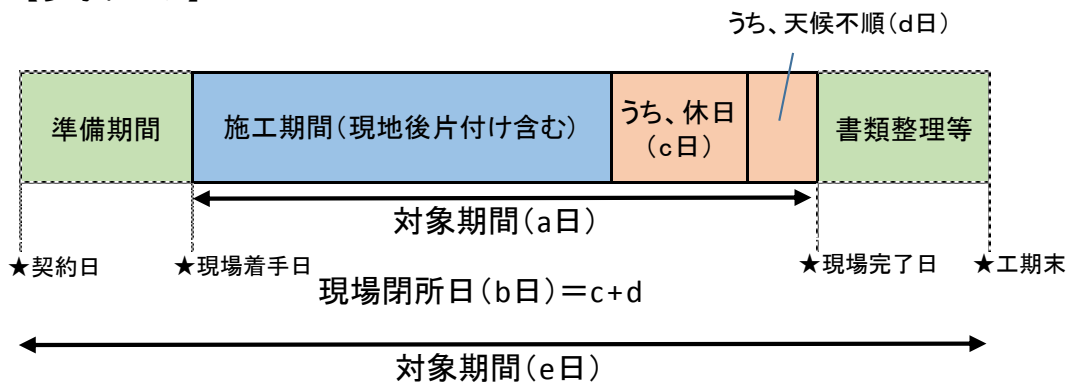
#### 《【技術者】の確認方法》

対象者休日取得日数  $\geq$  実施対象期間(e)※10 から算出される対象者休日日数

$$(\text{= 実施対象期間(e)} \times 8 / 28)$$

※10 「実施対象期間(e)」とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間※9を除いた期間をいう。

#### 【参考イメージ】



年末年始・夏季休暇及びその他期間を挟む場合は、対象期間より除くこと。

#### 5 実施の留意点

現場閉所日は、計画的に設けることとするが、現場の進捗状況、降雨、降雪等の気象状況等により、当初計画した日以外を現場閉所日としてカウントすることも可とする。

## 6 工事費の補正

### 《土木》

発注者は、工事現場が4週6休相当以上の現場閉所をした場合、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に次の3つの区分による補正係数を乗じて設計変更を行う。

ただし、週休2日を確保できなかった場合は、補正は行わない。

- ・ 4週8休相当以上の現場閉所が達成できた場合

【労務費】 1. 0 5

【機械経費（賃料）】 1. 0 4

【共通仮設費率】 1. 0 4

【現場管理費率】 1. 0 5

- ・ 4週7休相当以上4週8休相当未満の現場閉所が達成できた場合

【労務費】 1. 0 3

【機械経費（賃料）】 1. 0 3

【共通仮設費率】 1. 0 3

【現場管理費率】 1. 0 4

- ・ 4週6休相当以上4週7休相当未満の現場閉所が達成できた場合

【労務費】 1. 0 1

【機械経費（賃料）】 1. 0 1

【共通仮設費率】 1. 0 1

【現場管理費率】 1. 0 2

### 《港湾》

発注者は、工事現場が週休2日を確保した場合、労務費に次の補正係数を乗じて設計変更を行う。

ただし、週休2日を確保できなかった場合は、補正は行わない。

- ・ 4週8休相当以上の現場閉所が達成できた場合

【労務費】 1. 0 5

※港湾工事では4週8休相当以上の現場閉所が達成できた場合が補正対象

※5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は補正対象外

## 7 工事成績評定の取扱い

発注者は、週休2日（4週8休相当）を取得した場合、工事成績評定において加点評価※11するものとし、取得できない場合であっても、減点評価は行わないものとする。（なお、技術者が週休2日（4週8休相当）を達成せず、工事現場のみが週休2日（4週8休相当）を達成した場合、社会性のみを加点評価する。同様に工事現場が週休2日（4週8休相当）を達成せず、技術者のみが週休2日（4週8休相当）を達成した場合、創意工夫のみを加点評価する。）

工事成績の加点方法

創意工夫	社会性	合計得点
技術者が週休2日（4週8休相当）を達成	工事現場が週休2日（4週8休相当）を達成	
+3点（+1.2点）	+5点（+1.0点）	+2.2点

※11 4週6休相当以上4週8休相当未満を取得した場合、加点評価の対象にはなりませんので留意願います。